



第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・目的・趣旨

近年全国的に、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少や核家族化、未婚化の進行に伴う高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加に加え、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会の構造は大きく変化し、老々介護や介護と育児のダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。こうした課題は、誰にでも起こり得る一方、その内容は世帯ごとに大きく異なるため、従来のような一つの行政分野による支援制度だけでは対応が難しい状況が発生しています。

国においてはこうした状況を受けて、平成28(2016)年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障がいのある方など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。また、平成29(2017)年6月には社会福祉法等が改正され、平成30(2018)年4月からの区市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定の努力義務化等が行われました。

令和元(2019)年12月の地域共生社会推進検討会の最終取りまとめでは、地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方であることが示されました。この方向性を基に、令和2(2020)年6月に社会福祉法等が改正され、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、社会福祉法106条の4により「重層的支援体制整備事業」が創設、令和3(2021)年4月から施行されています。



判断能力の低下した高齢者や障がいのある方の財産管理等を支援し権利を保護する「成年後見制度」は、平成11(1999)年12月施行の民法改正によって導入され、その利用促進を図るため、平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されています。高齢化の進展に伴い、成年後見制度を必要とする者の増加が見込まれることから、尊厳のある本人らしい生活の継続に向け、権利擁護支援の推進が重要です。

一方、近年における荒川区では、集合住宅の建設等による人口の流入により、人口は微増傾向で推移しています。高齢者人口も全体でほぼ同様の傾向にありますが、医療や介護の必要性が高まる後期高齢者人口は増加しています。こうした中、今後区においても、老々介護やダブルケア、ヤングケアラー等の課題を抱える個人・世帯が増えていくことが想定されます。また、区の統計資料からは、ひきこもりや児童虐待に関する相談が増えており、地域の課題が複雑化・複合化していることが窺えます。

区においてはこれまでも、町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年委員、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、各種ボランティア団体等、様々な団体や機関の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも御協力をいただけてきました。地域における生活課題が複雑化・複合化していく中、今後は、行政と地域の団体等がより連携・協働し、その解決に向けた包括的な支援体制の構築を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの地域における活動を基盤としつつ、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進に向け、「荒川区地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。



第2節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく区市町村地域福祉計画として、また、区健康・福祉分野の上位計画として位置付け、区の地域保健福祉の向上のための理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定めます。

< 社会福祉法における位置づけ(抜粋) >

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

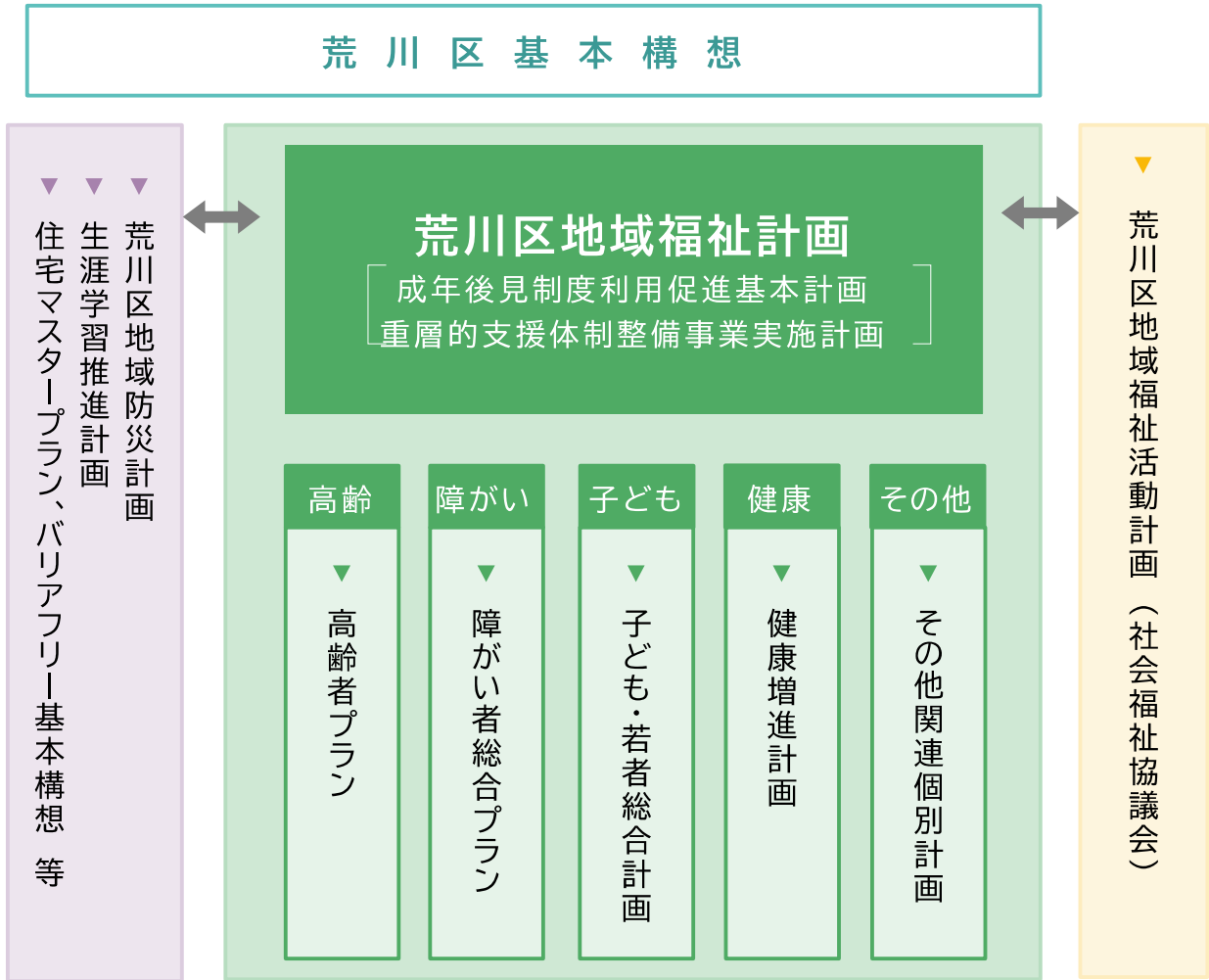
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

具体的な施策や事業等の詳細については、本計画を構成する分野別計画である荒川区高齢者プランや荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等で示すこととします。

子どもから高齢者まで、全ての世代の皆様が夢や希望を持ち、健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域共生社会の構築を進めていくことが必要です。その上で高齢者や障がいのある方などの権利擁護が重要であることから、区の地域保健福祉の各分野で共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包します。また、令和3(2021)年度から重層的支援体制整備事業が法定化されたことに伴い、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。



■他の計画との関係図





第3節 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や、各分野別計画との整合性を図る必要がある場合等、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

各計画の計画期間(予定)

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
地域福祉計画 (6か年)						計画期間											
高齢者プラン (3か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
障がい者総合プラン 障がい者プラン (6か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
障がい者総合プラン 障がい福祉計画 障がい児福祉計画 (3か年)	計画期間				計画期間		計画期間		計画期間		計画期間		計画期間				
子ども・若者総合計画 (5か年)						計画期間					計画期間						計画期間
健康増進計画 (6か年)	計画期間					計画期間							計画期間				
荒川区地域福祉活動計画 (あらかわ絆・活計画) 荒川社協 (5か年)						計画期間					計画期間						計画期間
東京都地域福祉支援計画 (6か年)						計画期間					計画期間						計画期間



第4節 計画とSDGsとの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

先進国を含む国際社会が取り組む普遍的な目標として、17のゴール(開発目標)と169のターゲットで構成され、世界全体の「経済」「社会」「環境」の3つの側面を調和させ、貧困や格差を撲滅させる等、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能な社会を実現するための統合的な取組となっています。

我が国においても、平成28(2016)年5月20日に「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月22日には「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGs要素を最大限反映すること」を奨励しています。

本計画においても、このSDGsの理念を踏まえて、様々な施策を推進していきます。

SDGs 17のゴール(開発目標)





第5節 計画の進行管理

本計画については、荒川区高齢者プラン、荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等の分野別計画において実施する進行管理の結果や、世論調査の結果等を活用し、PDCA サイクルマネジメントに沿って総括的に進行管理を行うことで、次期以降の計画策定に活かしていきます。

PDCA サイクル

